

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月26日
【会社名】	三井倉庫株式会社
【英訳名】	mitsui sokko co.,ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 圭
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目20番1号
【電話番号】	03(6400)8017(代表)
【事務連絡者氏名】	広報室長 宮下 紀夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目20番1号
【電話番号】	03(6400)8017(代表)
【事務連絡者氏名】	広報室長 宮下 紀夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 当社関東支社横浜支店 (横浜市中区相生町三丁目56番1号) 当社中部支社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 当社関西支社 (大阪市北区堂島浜一丁目4番4号) 当社関西支社神戸支店 (神戸市中央区磯辺通三丁目1番7号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年11月12日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示等に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他新設分割計画の内容
- (3) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠
- (4) 本新設分割の後の新設分割会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(訂正前)

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他新設分割計画の内容
本新設分割の方法

当社を分割会社とし、当社が営む事業のうち、「倉庫事業」及び「港湾運送事業」については「(新)三井倉庫株式会社」を、また、「BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)事業」については「三井倉庫ビジネス・トラスト株式会社」を、それぞれ新設分割設立会社とする簡易新設分割です。なお、当社は、平成26年6月開催予定の定時株主総会において承認が得られることを条件に、本会社分割の効力発生日において、商号を「三井倉庫ホールディングス株式会社」(英文:MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.)に変更するとともに、事業目的を、持株会社制移行後の事業に合わせて変更することを内容とする定款変更を行う予定です。

当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容
現時点では未定であります。

その他の新設分割計画の内容

本新設分割の日程

基本方針決議取締役会	平成25年11月12日
新設分割計画決議取締役会	<u>平成26年5月(予定)</u>
新設分割予定日(効力発生日)	平成26年10月1日(予定)

その他の本新設分割の内容

現時点では未定であります。

- (3) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では未定であります。

- (4) 本新設分割の後の新設分割会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

新設分割設立会社の商号および事業の内容は、以下のとおりです。

<u>三井倉庫株式会社</u>	<u>倉庫事業及び港湾運送事業</u>
<u>三井倉庫ビジネス・トラスト株式会社</u>	<u>BPO事業</u>

その他の事項については、現時点では未定であります。

(訂正後)

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他新設分割計画の内容
本新設分割の方法

当社を分割会社とし、当社が営む事業のうち、「倉庫事業」及び「港湾運送事業」については「(新)三井倉庫株式会社」を、また、「BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)事業」については「三井倉庫ビジネス・トラスト株式会社」を、それぞれ新設分割設立会社とする簡易新設分割です。なお、当社は、平成26年6月開催予定の定時株主総会において承認が得られることを条件に、本会社分割の効力発生日において、商号を「三井

倉庫ホールディングス株式会社」(英文:MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.)に変更するとともに、事業目的を、持株会社移行後の事業に合わせて変更することを内容とする定款変更を行う予定です。

当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

三井倉庫株式会社は、本会社分割に際して普通株式50,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

三井倉庫ビジネストラスト株式会社は、本会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

また、本会社分割による当社の資本金の減少はありません。

その他の新設分割計画の内容

本新設分割の日程

基本方針決議取締役会 平成25年11月12日
新設分割計画決議取締役会 平成26年 5月26日
新設分割予定日(効力発生日) 平成26年10月 1日(予定)

その他の本新設分割の内容

当社が平成26年5月26日開催の取締役会にて決議しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件新設分割に際して新設分割設立会社が下記のとおり発行する普通株式はすべて当社に割り当てられます。

三井倉庫株式会社 50,000株

三井倉庫ビジネストラスト株式会社 1,000株

上記は、三井倉庫株式会社及び三井倉庫ビジネストラスト株式会社の資本金の額及び株式管理事務の効率性等を考慮して定めております。

(4) 本新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井倉庫株式会社	三井倉庫ビジネストラスト株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋3-20-1	東京都港区海岸3-22-23
代表者の氏名	代表取締役社長 藤岡 圭	代表取締役社長 池田 求
資本金の額	5,000百万円	100百万円
純資産の額	6,005百万円	729百万円
総資産の額	13,664百万円	990百万円
事業の内容	倉庫事業及び港湾運送事業	BPO事業

新設分割計画書

三井倉庫株式会社（平成26年10月1日付で三井倉庫ホールディングス株式会社に変更予定。以下「甲」という。）は、分割により新たに設立する三井倉庫株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲の営む倉庫事業部門及び港湾運送事業部門において実施されている事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

甲は、本計画書に定めるところに従い、本件事業に関して有する第4条所定の権利義務を乙に承継させるものとする。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時役員の名）

1. 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

田村 和男
藤岡 圭
田原口 誠
道瀬 英二
矢川 康治
中谷 幸裕

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

笹尾 新一郎
大久保 慶一

3. 乙の設立時会計監査人は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（乙に承継する権利義務）

- 乙が、本新設分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、第7条に定める乙の成立日までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。
- 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、すべて甲が併存的債務引受を行う。

第5条（本新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本新設分割に際して普通株式50,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| （1）資本金の額 | 50億円 |
| （2）資本準備金の額 | 0円 |
| （3）その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に規定する株主資本等変動額から上記（1）及び（2）の額を減じて得た額 |

第7条（乙の成立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、甲は、本新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（新設分割の条件の変更及び本新設分割の中止）

本計画の作成後乙の成立日に至るまでの間において、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し又は本新設分割を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

以上

本計画作成の証として、本書1通を作成し、甲は記名押印のうえ、これを保有する。

平成26年 5月26日

東京都港区西新橋三丁目20番1号
三井倉庫株式会社
代表取締役社長
藤岡 圭

別紙A

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、三井倉庫株式会社と称する。英文ではMITSUI-SOKO Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉庫業
2. 港湾運送業
3. 貨物自動車運送業
4. 貨物利用運送業
5. 国際複合一貫輸送業、及びその代理店業
6. 航空船舶代理店業
7. 通関業
8. 薬事法に基づく医薬品等の包装、表示及び保管業並びに販売業
9. 国際船舶登録代行業
10. 流通加工業
11. 物流に関するコンサルティング業
12. 発電及び売電に関する事業
13. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡又は取得については株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社株式の取得者が、株主名簿への記載又は記録(以下「名義書換」という。)を請求しようとする場合には、当会社所定の請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人、及び株式取得者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

譲渡以外の事由により株式を取得したものが、名義書換を請求するときは、当会社は取得の事実を証する書面の提出を求めることができる。

(質権の登録等)

第9条 株式に対する質権の設定、変更又は抹消を請求しようとする場合には、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所、印鑑等の届出)

第10条 株主及び登録質権者又はこれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

前項の届出事項に変更があったときもまた同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。

社長が欠員又は差支えのあるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

株主は、当会社の他の株主を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役選任の決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を定め、必要に応じ取締役会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって代表取締役以外の取締役の中から当会社の業務を執行する者を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長が欠員又は差支えのあるときは社長が、取締役会長、社長共に欠員又は差支えのあるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法とその省略)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条に定める要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当会社は、社外取締役との間で、その者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,500万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の数)

第24条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第25条 監査役選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第27条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第28条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当会社は、社外監査役との間で、その者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第29条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払いを開始した日より起算して3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

< 附 則 >

制 定 平成26年10月1日

別紙B

承継する権利義務の明細

本件新設分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、承継する資産及び債務については、平成26年3月31日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに乙の成立日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に係る一切の流動資産（現金及び預金、売掛金、仮払金、預託金、未収入金等）、有形固定資産、無形固定資産、および投資その他の資産（投資有価証券、関係会社株式、長期貸付金、前払年金費用、長期前払費用、差入保証金等）。但し、別紙Cに掲げる資産は、承継しない。

2. 承継する負債

本件事業に係る一切の流動負債（買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、賞与引当金等）、および固定負債（退職給付引当金等）。但し、別紙Cに掲げる負債は、承継しない。

3. 承継する契約等（雇用契約は別記）

甲を当事者として締結された本件事業に係る一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、別紙Cに掲げる契約又は取引に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務は、承継しない。

4. 承継する知的財産権

本件事業に関して甲が保有する一切の知的財産権

5. 雇用契約

乙の成立日において本件事業に従事する従業員と甲との間の労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（同労働契約に基づき生ずる偶発債務その他一切の簿外債務を含む。）は、承継しない。

6. 承継する許認可

本件事業に関して甲が有する全ての許認可のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

別紙C

承継する権利義務から除外される権利義務

1. 承継する資産から除外する資産

有形固定資産
無形固定資産
前払年金費用

但し、上記 及び のうち、甲の倉庫事業部門及び港湾運送事業部門所管のリース資産並びに事業に必要な機械装置、車両運搬具及び工具器具備品を除く。

2. 承継する債務から除外する負債

金融機関からの借入金
未払費用のうち人件費に係るもの
賞与引当金
退職給付引当金
甲が本件事業に関して負担する不法行為債務、偶発債務その他一切の簿外債務

3. 承継する契約等から除外する契約及びこれに基づく権利義務（雇用契約を除く）

不動産賃貸借契約及び動産リース契約（但し、いずれも甲の倉庫事業部門及び港湾運送事業部門所管のものを除く）
等の一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務

上記 1 記載の乙に承継されない資産及び上記 2 記載の乙に承継されない負債に附帯又は関連する契約（但し、承継対象となる契約として別紙 B に明記された契約を除く。）

承継する契約に基づき生ずる偶発債務その他一切の簿外負債

以上

新設分割計画書

三井倉庫株式会社（平成26年10月1日付で三井倉庫ホールディングス株式会社に変更予定。以下「甲」という。）は、分割により新たに設立する三井倉庫ビジネストラスト株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲の営むBPO事業部門において実施されている事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

甲は、本計画書に定めるところに従い、本件事業に関して有する第4条所定の権利義務を乙に承継させるものとする。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時役員の名）

1. 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

碓 誠
池田 求
中村 勝

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

角田 憲彦

第4条（乙に承継する権利義務）

- 乙が、本新設分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、第7条に定める乙の成立日までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。
- 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、すべて甲が併存的債務引受を行う。

第5条（本新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| （1）資本金の額 | 1億円 |
| （2）資本準備金の額 | 0円 |
| （3）その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に規定する株主資本等変動額から上記（1）及び（2）の額を減じて得た額 |

第7条（乙の成立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、甲は、本新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（新設分割の条件の変更及び本新設分割の中止）

本計画の作成後乙の成立日に至るまでの間において、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し又は本新設分割を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

以上

本計画作成の証として、本書1通を作成し、甲が記名押印のうえ、これを保有する。

平成26年 5 月26日

東京都港区西新橋三丁目20番1号
三井倉庫株式会社
代表取締役社長
藤岡 圭

別紙A

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、三井倉庫ビジネストラスト株式会社と称する。英文ではMITSUI-SOKO BUSINESS TRUST Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ビジネスプロセスアウトソーシング受託業
2. 情報処理サービス業
3. 情報提供サービス業
4. インターネット付随サービス業
5. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡又は取得については株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社株式の取得者が、株主名簿への記載又は記録(以下「名義書換」という。)を請求しようとする場合には、当会社所定の請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人、及び株式取得者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

譲渡以外の事由により株式を取得したものが、名義書換を請求するときは、当会社は取得の事実を証する書面の提出を求めることができる。

(質権の登録等)

第9条 株式に対する質権の設定、変更又は抹消を請求しようとする場合には、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所、印鑑等の届出)

第10条 株主及び登録質権者又はこれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

前項の届出事項に変更があったときもまた同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。

社長が欠員又は差支えのあるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

株主は、当社の他の株主を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役選任の決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を定め、必要に応じ取締役会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって代表取締役以外の取締役の中から当社の業務を執行する者を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長が欠員又は差支えのあるときは社長が、取締役会長、社長共に欠員又は差支えのあるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法とその省略)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条に定める要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当社は、社外取締役との間で、その者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,500万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の数)

第24条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第25条 監査役選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第27条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第28条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当社は、社外監査役との間で、その者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払いを開始した日より起算して3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

< 附 則 >

制 定 平成26年10月1日

別紙B

承継する権利義務の明細

本件新設分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、承継する資産及び債務については、平成26年3月31日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに乙の成立日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に係る一切の流動資産（現金及び預金、売掛金、仮払金、預託金、未収入金等）、有形固定資産、無形固定資産、および投資その他の資産（関係会社株式、長期貸付金、前払年金費用、長期前払費用、差入保証金等）。但し、別紙Cに掲げる資産は、承継しない。

2. 承継する負債

本件事業に係る一切の流動負債（買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、賞与引当金等）、および固定負債（退職給付引当金等）。但し、別紙Cに掲げる負債は、承継しない。

3. 承継する契約等（雇用契約は別記）

甲を当事者として締結された本件事業に係る一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、別紙Cに掲げる契約又は取引に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務は、承継しない。

4. 承継する知的財産権

本件事業に関して甲が保有する一切の知的財産権

5. 雇用契約

乙の成立日において本件事業に従事する従業員と甲との間の労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（同労働契約に基づき生ずる偶発債務その他一切の簿外債務を含む。）は、承継しない。

6. 承継する許認可

本件事業に関して甲が有する全ての許認可のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

別紙C

承継する権利義務から除外される権利義務

1. 承継する資産から除外する資産

有形固定資産

無形固定資産

前払年金費用

但し、上記 及び のうち、甲のBPO事業部門所管のリース資産並びに事業に必要な機械装置、車両運搬具及び工具器具備品を除く。

2. 承継する債務から除外する負債

金融機関からの借入金

未払費用のうち人件費に係るもの

賞与引当金

退職給付引当金

甲が本件事業に関して負担する不法行為債務、偶発債務その他一切の簿外債務

3. 承継する契約等から除外する契約及びこれに基づく権利義務（雇用契約を除く）

不動産賃貸借契約及び動産リース契約（但し、いずれも甲のBPO事業部門所管のものを除く）等の一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務

上記 1 記載の乙に承継されない資産及び上記 2 記載の乙に承継されない負債に附帯又は関連する契約（但し、承継対象となる契約として別紙 B に明記された契約を除く。）

承継する契約に基づき生ずる偶発債務その他一切の簿外負債

以上